# 行政評価シート（事務事業評価）

| 評価年度 | 28年度 |
|---|---|

| 事業名 | 私立幼稚園就園奨励事業 | 担当課 | 福祉課 |
|---|---|---|---|
| 細分化した事業名 | | | |

## 1 計画（PLAN）：事務事業の計画的位置づけ

| | | |
|---|---|---|
| 第6次長期総合計画での目的体系 | 基本方向 | 将来を担う子どもをのびのび育むまちづくり |
| | 政策 | 子どもが夢を持ち続けることができる教育の充実 |
| | 施策 | 幼児教育の充実 |
| 関連する個別計画等 | | 根拠条例等：幼稚園就園奨励費補助金交付要綱 |

## 2 計画（PLAN）：事務事業の概要

| | |
|---|---|
| 事業の目的 | 園児の保護者への経済的負担を軽減し、私立幼稚園への就園の奨励を行うことにより、人間としての生涯にわたる健全な発達や社会変化に対応するための能力を育むうえで極めて重要な幼児教育の充実を図る。 |
| 事業の手段 | 満３～５歳児を持つ保護者世帯の市民税課税状況に応じ、保育料等の減免を行う幼稚園設置者に対して補助金を交付する。 |
| 事業の対象 | 子ども・子育て支援新制度に移行していない私立幼稚園（学校教育法の規定に基づき設置された私立幼稚園） |

## 3 実施（DO）：投入費用及び従事職員の推移（インプット＝費用＋作業）

| | | 25 年度 | 26 年度 | 27 年度 |
|---|---|---|---|---|
| A 事業費 | （千円） | 25,502 | 28,188 | 27,448 |
| 財源内訳 | 国・県支出金 | 6,252 | 6,923 | 8,004 |
| | その他（使用料・借入金ほか） | | | |
| | 一般財源 | 19,250 | 21,265 | 19,444 |
| B 担当職員数（職員 E） | （人） | 0.20 | 0.20 | 0.20 |
| C 人件費(平均人件費×E) | （千円） | 1,298 | 1,358 | 1,343 |
| D 総事業費(A+C) | （千円） | 26,800 | 29,546 | 28,791 |

| | |
|---|---|
| 主な事業費用の説明 | 就園奨励費補助金 |

注）平均人件費は各年度決算額(職員給与費)から算出した 25 年度（6,491 円）,26 年度（6,794 千円）,27 年度（6,715 千円）を使用しています。

## 4 実施（DO）：事業を数字で分析（アウトプット＝事業量）

| | | 指標名 | 指標の算出方法 | 実績値 25 年度 | 26 年度 | 27 年度 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 活動指標 | 1 | 対象園児数 | 補助金交付の対象となった園児の数（韮崎市在住で私立幼稚園に通園している園児の数） | 246（264） | 259（280） | 216（232） |
| | 2 | 対象件数 | 私立幼稚園数（内　市内幼稚園） | 11（3） | 14（3） | 4（2） |
| | 3 | | | | | |

| 妥当性 | | ■ A 妥当である　□ B ほぼ妥当である　□ C 妥当でない |
|---|---|---|
| 上記活動指標と妥当性の説明 | 1 | 平成 27 年度に子ども子育て支援新制度が施行され、27 年度は新制度に移行した幼稚園は対象外となったため、件数が減少している。 |
| | 2 | 平成 27 年度に子ども子育て支援新制度が施行され、27 年度は新制度に移行した幼稚園は対象外となったため、件数が減少している。 |
| | 3 | |

## 5 評価（CHECK）： 事務事業評価 （アウトカム＝成果・効果）

| | | 指標名 | 指標の算出方法 | 実績値 | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | 25 年度 | 26 年度 | 27 年度 |
| 成果指標もしくはまちづくり指標 | 1 | 補助対象園児１人あたりの補助額（円） | 補助金総額／補助金交付園児数（27,447,300 円／216 人） | 103,663 | 108,833 | 127,070 |
| | 2 | 補助金交付率（%） | 補助金交付園児数／園児数（216 人／232 人） | 93.1 | 92.5 | 93.2 |
| | 3 | | | | | |

| 成 果 | | ■ A 上がっている　□ B ほぼ上がっている　□ C 上がっていない |
|---|---|---|
| 上記指標の妥当性と成果の内容説明 | 1 | 就園奨励費は、文部科学省から実施に努めるよう指導されていること、また、私立幼稚園は学校教育法に規定された公教育を担う機関であり、本市の幼児教育の一端を担っていることから、補助を行うことは妥当である。<br>また、27 年度には、低所得者層などの補助限度額を引き上げたこと、第 2 子以降の所得制限を撤廃したことにより、保護者の負担が軽減された。 |
| | 2 | |
| | 3 | |

| 事務事業総合評価 | □ A 期待以上に達成　■ B 期待どおりに達成　□ C 期待以下の達成 |
|---|---|

## 6 改善（ACTION）：今後の事務事業の展開

| 今後の事業展開 | □ 拡大（コストを集中的に投入する）<br>□ 全部改善（内容・手段・コスト・実施主体等の見直しが必要）<br>□ 廃止（廃止の検討が必要）<br>■ 一部改善（事務的な改善を実施する）<br>□ 縮小（規模・内容を縮小、又は他の事業と統合する） |
|---|---|
| 事務事業の改善案 | 改善の概要・方向性（いつまでに、どういう形で具体化するのか）<br>28 年度の改善計画（今後の事業展開説明）<br>就園奨励費の補助内容は、文書だけの説明では保護者等に伝わりにくいため、保護者宛ての通知については、補助内容の具体例を出し、理解しやすい内容に２８年度は修正した。<br>年度途中での途中入園や、転入者も補助対象となるため、ホームページの内容についてもフローチャートを用いて視覚的にもわかりやすいものへ変更する。 |
| 過去の改善経過 | |
| 課長所見 | 本事業と併せ、「子ども・子育て支援制度」の説明を丁寧かつ簡潔に実施していく。 |